

名古屋競馬場で使用する電気の調達
仕様書

別紙 1

1 概要

- (1) 履行場所 名古屋競馬場 愛知県弥富市駒野町 1 番地
(2) 業種及び用途 官公署（厩舎）
(3) 契約の種別 単価契約

2 仕様

(1) 供給電気方式等

(ア) 供給電気方式	交流 3 相 3 線式
(イ) 供給電圧（標準電圧）	6,600V
(ウ) 計量電圧（標準電圧）	6,600V
(エ) 標準周波数	60Hz
(オ) 受電方式	2 回線受電 (メイン引込、予備電源引込)
(カ) 蓄熱式負荷設備の有無	無
(キ) 非常用発電設備の有無	有

(2) 契約電力及び予定使用電力量

(ク) 契約電力	1,303kW
(ケ) 予定使用電力量	3,568,000kwh
(月別の予定使用電力量は別紙 2)	

(3) 履行期間

自 令和 8 年 4 月 1 日 0 時 至 令和 9 年 3 月 31 日 24 時

(4) 電力量等の検針

(ア) 自動検針装置	有
(イ) 電力会社の検針方法	訪問確認又は通信設備等による自動検針
(ウ) 計量器の構成	電力供給用複合計器（普通級）

(5) 需給地点

名古屋競馬場構内引込第一柱上の開閉器の電源側接続点。

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。但し、計量装置は中部電力が施設し保有する

(7) 保安上の責任分界点に同じ

需給地点に同じ。但し、計量装置は中部電力が施設し保有する

(8) 検針日および計量

検針日は、供給者との協議により定めた日によるものとする。計量期間は、前月計量日の零時から当月計量日の前日の 24 時までとし、計量は、計量器により記録された値によるものとする。

(9) 代金の算定期間

代金の算定期間は、前月の計量日から当該月の計量日の前日までの期間とする。

(10) 料金制度

料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など各社ごとに設定できるものとする。

(11) 請求に係る料金の算定

- (ア) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (イ) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (ウ) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (エ) 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

(12) 力率

- (ア) 力率は、その月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。単位は、パーセントとし、小数点以下第1位を四捨五入する。(瞬間力率が進み力率となる場合は、その瞬間力率は、100パーセントとする。)
- (イ) 供給者は、契約期間において、その1月の平均力率により、力率割引および割増しを行うことができるものとする。

(13) 燃料費調整額

供給者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は、燃料費の調整を行うものとする。

3 その他

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めていないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。なお、入札金額の算定にあたっては、力率は100パーセント、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。
- (3) 契約を締結した後において、経済状況及び発電費用等の変動により契約単価が不適当となった場合は、双方協議の上、契約単価を変更することができる。但し、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件の変更の場合には、上記標準供給条件に規定する単価の増減率を超えないこととする。